

医師国家試験の現況

1. 試験実施の概要

(1) 日程

○年1回、2月中旬に3日間に渡って実施している。

【参考】 第104回医師国家試験：平成22年2月13日(土)～15日(月)

第105回医師国家試験：平成23年2月12日(土)～14日(月)

○1日当たり4～6時間で実施している。

【参考】第104回医師国家試験

試験日	試験時間			合計時間
2月13日	9:30～11:30	13:15～15:00	16:00～17:00	4時間45分
2月14日	9:30～11:30	13:00～15:00	16:00～17:00	5時間00分
2月15日	9:30～11:30	12:45～14:00	14:40～17:00	5時間35分

(2) 試験地

以下の全国12か所で受験可能である。

北海道、宮城県、東京都、新潟県、愛知県、石川県、大阪府、広島県、香川県、福岡県、熊本県、沖縄県

(3) 受験資格

医師法の規定により、以下の者に受験資格が与えられている。

- ①学校教育法に基づく大学において、医学の正規の課程を修めて卒業した者
- ②医師国家試験予備試験に合格した者で、合格した後一年以上の診療及び公衆衛生に関する実地修練を経た者
- ③外国の医学校を卒業し、又は外国で医師免許を得た者で、厚生労働大臣が上記①②の者と同等以上の学力及び技能を有し、且つ、適当と認定した者

2. 試験問題の概要

(1) 出題内容

○試験問題は、臨床上必要な医学又は公衆衛生に関し、医師として具有すべき知識、技能について広く一般の実力を試し得るものとされている。

○具体的な出題範囲は、「医師国家試験出題基準(ガイドライン)」(平成21年版)に準拠している。

- 生命や臓器機能の廃絶に関わるような解答や、倫理的に誤った解答をする受験者の合格を避ける目的で、禁忌肢が設定されている。

(2) 出題形式

- 多肢選択式・マークシート方式であり、出題総数は500題である。
- 試験問題の内訳は次表の通り。なお、ブループリント(医師国家試験設計表)において、各項目・評価領域毎の出題割合が示されている。

	一般問題	臨床実地問題
必修問題：100題	50題	50題
医学総論：200題	200題	200題
医学各論：200題		

(3) 試験問題の作成

- 医師国家試験に関する事務(試験問題の作成)をつかさどらせるため、厚生労働省に医師試験委員を置き、試験委員会が問題の作成・修正を行っている。
- 公募問題については、公募問題ブラッシュアップ委員が問題の選定・修正を行っている。

4. 合否判定の方法等

(1) 基本的な考え方

- 必修問題、一般問題、臨床実地問題の各々の得点と、禁忌肢の選択状況をもとに合否を決定する。
- 必修問題の合格基準は絶対基準を用いて最低の合格レベルを80%とし、一般問題・臨床実地問題の合格基準は各々平均点と標準偏差とを用いた相対基準を用いる。

(2) 合否判定の方法

- 試験の実施結果を踏まえ、医道審議会医師分科会K・V*部会において問題の妥当性を検討している。
- 同分科会の意見を踏まえて厚生労働大臣が合格者を決定している。

(※Key Validationの意)

【参考】第 104 回医師国家試験の合格基準

一般問題を 1 問 1 点、臨床実地問題を 1 問 3 点としたとき、

①必修問題については、160 点以上

但し、必修問題の一部を採点から除外された受験者にとっては、
必修問題の得点について総得点の 80%以上とする。

②必修問題を除いた一般問題及び臨床実地問題については、

一般問題は、123 点以上/196 点

臨床実地問題は、378 点以上/585 点

③禁忌肢問題選択数は、3 問以下

とする。

5. 試験結果等の通知・公表

(1) 日程

平成 17 年（第 99 回）以降、合格発表は 3 月末に行ってきたが、早期化の
要望があることを踏まえ、第 105 回は 3 月中旬に合格発表を予定している。

【参考】第 104 回医師国家試験：平成 22 年 3 月 29 日

第 105 回医師国家試験：平成 23 年 3 月 18 日（予定）

(2) 合否結果等の通知・公表

○個人の試験結果（領域別の得点）は、受験者に郵送で通知している。

○合格発表と同時に、受験者数、合格者数及び合否基準を公表し、厚生労働
省ホームページにも掲載している。

(3) 問題及び正答の公表

○受験生による試験問題の持ち帰りを認めている。

○厚生労働省ホームページに試験問題及び正答を掲載している。

(注) 本資料は第 104 回医師国家試験の実施状況を基にまとめたものであり、今後の医師国家
試験の実施については、医師国家試験改善検討委員会報告書を踏まえ、毎年医道審議会医師
分科会が決定することとなる。